

学校週5日制下の土曜授業実施についての考察

樋口修資

抄録

わが国においては、社会における勤労者の労働時間短縮や週休2日制の普及拡大が進展する中で、週休2日制を実効あるものとする手段として学校における週5日制の実施が「社会経済的要請」として求められていた。そうした状況の下で、臨時教育審議会答申において、今後の教育の在り方を設計する中で、子どもたちの健やかな成長を図るという「教育論」の立場から学校週5日制の検討が提言され、学校週5日制の理念を再構成し、段階的に試行を重ねながら、2002年度完全学校週5日制が実施に移された。その後、2008年の中教審の答申において、確かな学力を確立するために必要な授業時数を確保するという観点から、標準授業時数が増加されるとともに、土曜日の活用が提起され、これを受けて、2013年文部科学省の検討会議において、土曜授業の実施が提言されるに至った。本論考では、教育制度史の視点から、学校週5日制の実施に至る過程を、政府の経済計画における提言や公務員の勤務時間法制の推移なども視野におきつつ明らかにしたうえで、学校週5日制を実施する課題とは何であったのか、そしてそれらを教育行政当局はどのように乗り越えようとしていたのかを具体的に検証しつつ、2013年文部科学省の検討会議における土曜授業の実施の提言とその法制化が学校週5日制との関連においてどう提起され、どのような文脈でもって具体化したのか、また、土曜授業はどのような実施上の課題を孕んでいるのかを考察する。

キーワード

教育制度史 労働時間短縮と週休2日制 完全学校週5日制の実施 生きる力の育成と授業時数の縮減 土曜日の教育環境の充実 土曜授業の実施

I はじめに

わが国の学校教育では、学校、家庭、地域の3者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てるという基本理念の下に、学校週5日制について、1992年9月から月1回、

1995年4月から月2回と段階を経て、2002年4月から完全実施された。学校週5日制は、社会全体の週休2日制の導入とともに、長い時間をかけて段階的に導入された社会システムであり、また、先進各国をはじめ国際的にもほとんどの国々で学校週5日制が導入されており、これを維持することが妥当であることは言を要しないであろう。

完全学校週5日制の導入に合わせて、初等中等教育の各学校における教育課程の基準である「学習指導要領」は、1998年改訂され、平成2002年から実施されたが、ここにおいて、完全学校週5日制の下、「ゆとり」の中で児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を展開し、基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を培うことを目指し、それぞれの学校において適切な教育課程を編成し、実施することを求めている。

しかしながら、1998年改訂の学習指導要領の実施をめぐり、その改訂において、学校週5日制の実施に伴う教育内容の「厳選」及び授業時数の「縮減」が行われたことから、いわゆる「学力観の論争」が行われ、子どもたちの学力低下について広く国民の関心が高まった。こうしたことから、2008年1月の中央教育審議会の答申において、わが国の子どもたちの現状について、「評価すべき点も少なくない一方で、『生きる力』で重視している、思考力・判断力・表現力等、学習意欲、学習習慣・生活習慣…などに課題がある」とされ、2008年に改訂された現行の学習指導要領において、授業時数や教育内容の充実などの改善が行われた。また、同答申においては、学校週5日制を維持することが適当とした上で、地域と連携したり、外部人材などを活用して、総合的な学習の時間の一環として課題解決型の学習や探究活動、体験活動などを行う場合には土曜日を活用することが考えられる旨提言された。

こうした状況も踏まえ、文部科学省では、2013年3月、省内に、「土曜授業に関する検討チーム」を立ち上げ、土曜授業の実施について検討を進めた。その検討結果として、2013年9月の「最終まとめ」では、土曜日において、子どもたちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要であり、そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要である旨提言されたのである。

このような観点から、子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして「土曜授業」を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、2013年11月、学校教育法施行規則が改正され、「当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合」は、土曜日等に授業を実施することが可能とされた。

そこで、本論考では、学校完全週5日制下における土曜授業の実施について、学校週5日制導入の経緯と背景を検証しつつ、学校週5日制の実施上の課題を分析した上で、今日の学校教育における「土曜授業」実施上の課題と問題点を摘示し、土曜授業の制度設計をどのように進めるべきか考察をすることとしたい。

II 学校週5日制導入の経緯と背景について

1 労働時間短縮・週休2日制と学校週5日制とのかかわり

学校週5日制の導入の検討は、社会における勤労者の労働時間短縮の動向の中で、週休2日制の実施の取り組みと符節を合わせる形で、当初、政府の経済運営計画の閣議決定において浮上したものであった。

まず、1970年代には、大手民間企業を中心に週休2日制が次第に実施される中で、1973年には、国家公務員の給与・勤務条件等の改定を国会や内閣に勧告する権限を有する人事院が、1975年度から公務員の週休2日制の完全実施を目標に政府に検討を進めることを勧告し、公務員の週休2日制の促進を図った。次いで、1976年には、人事院が、政府に対しいわゆる「4週5休」方式（いわゆる月1回土曜休み）による試行の実施を要請し、この結果、同年10月から1年間試行が実施された。これを受けて、1979年には、人事院として、週休2日制の採用を勧告し、1981年から、公務員の「4週5休」方式による週休2日制が実施されるに至った。なお、1987年には、労働基準法が改正され、法定労働時間が週48時間から週40時間に段階的に短縮されることとなった。さらに、1989年からは、行政機関の休日に関する法律が制定され、官公庁の第2・4土曜閉庁が実現し、最終的には、1992年、公務員の完全週2日制が実現をみたところである。

こうした、勤務時間の短縮や週休2日制の導入の背景には、先進各国の勤労者と比較して、わが国勤労者の長時間にわたる労働＝いわゆる「働き過ぎ」批判への対応を求められていたことが挙げられよう。1985年、日米貿易摩擦による米国の対日強硬圧力を打開するため当時の中曽根内閣が設置した「国際協調のための経済構造調整研究会」は、1986年4月、検討結果の報告書（いわゆる「前川レポート」）を取りまとめた。この前川レポートでは、わが国経済構造を国際協調型経済構造に変革していくため、労働時間についても、「内需拡大の中の消費生活の充実」の項で「労働時間については、公務・金融等の部門における速やかな実施を図りつつ、欧米先進国並みの年間総労働時間の実現と週休2日制の早期完全実施を図る」ことが提言されたことは注目すべきであろう。また、1988年5月には、政府の「世界とともに生きる日本—経済運営5ヶ年計画」(閣議決定)において、「我が国の労働時間は欧米に比べて年間200～500時間長く、生活の豊かさを実感できない要因の一つとなっている」との認識の下、労働時間短縮の推進方策として、「完全週2日制の普及を基本に、・・・労働時間の短縮等に努める。・・・特に公務員については、完全週2日制への社会的気運を高めることに資するものでもあり、昭和63年度中に土曜閉庁方式を国の行政機関に導入し、できる限り均衡をとりつつ地方公共団体にも導入できるようにするとともに、・・・国民の合意を形成し、完全週休2日制を実現するよう努める。」とされたところである。その上で、同計画においては、「学校の週5日制については、国民の理解のもとに、できるだけ早期に実現するよう努める」ことを併せて提言し、ここに初めて政府の経済計画の中に、学校週5日制が政策課題の一つとして提起されたのである。これらを受けて、1991年の政府の行政改革審議会の答申（いわゆる「行革審答申」）において、年間総労働時間を1800時間程度に短縮する目標達成を強化する一環として「公務員の完全週5日制を早期に実行する。また、学校の週5日制に向けた検討を急ぐ」ことが提言され、学校週5日制は労働時間短縮と週休2日制を実効あるものとするための政策課題の一つとして認識さ

れ、その推進を求めたのであった。

さらに、1992年6月の「生活大国5ヵ年計画—地球社会との共存をめざして」(閣議決定)においても、「ゆとりのための労働時間の短縮」に向けた条件整備として学校週5日制の課題が取り上げられ、同年9月から実施予定であった学校週5日制月1回実施について「週5日制の定着を図るとともに、その過程において生じる課題に対応しつつ、国民の合意を形成し、段階的な拡大を図る」ことが提言されており、政府・経済界・労働界からは、内需拡大・ゆとり・労働時間短縮の文脈の中で、学校週5日制の導入・拡大が企図されていたことがわかる。

2 学校教育における学校週5日制の検討とその導入

1980年代以降における政府・経済界・労働界からの労働時間短縮と週休2日制への官民の大合唱に合わせて、いよいよ学校教育における土曜・日曜日を週休日とする学校週5日制の導入の検討が開始された。

まずは、1984年、当時の中曽根内閣総理大臣から、「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」諮問を受けた臨時教育審議会(当時、文部省の中央教育審議会は審議休止となり、総理府に設けられた臨時教育審議会が「21世紀に向けての教育改革の在り方」を審議する任務を与えられていた。)は、1986年4月の「教育改革に関する第2次答申」において、①生涯学習体系への移行、②個性重視の原則、③変化への対応を教育改革の基本原則として、教育改革を進めることを提言した。この答申の中で、「学校外の学習の場の整備を進めるなど、家庭や地域の教育力の回復と活性化を図り、・・・週休2日制に向かう社会のすう勢を考慮しつつ、子どもの立場を中心に家庭、学校、地域の役割を改めて整理し直す視点から、学校の負担の軽減や学校の週5日制への移行について検討する」ことが提言された。

それを受けて、1987年、文部省の教育課程審議会の答申では、学校週5日制の問題に関し、「学校週5日制の問題は、幼児児童生徒の学校内外における生活に十分配慮しながら、これを漸進的に導入する方向で検討するのが適当」である旨提言を行った。その際、検討の留意点として、①教育水準の維持の問題、②児童生徒の学習負担の問題、③家庭や地域における子どもたちの生活環境や生活行動についての対応の問題、④年間授業日数や授業時数の取り扱いの問題が提示された。また、この答申では、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成をねらいとし、「自ら学ぶ意欲」と「社会の変化に主体的に対応できる能力の育成」(思考力、判断力、表現力等の能力の育成を重視)を基本として、教育課程の基準の改善を図ることが提言され、これを受けて、1989年、学習指導要領が改訂され(1992年実施)、「新しい学力観」に立った教育指導が求められることとなった。この新しい学力観の導入は、学校週5日制の円滑な実施を図っていく上での学校における教育指導の重要なキー・コンセプトとなるものであった。

なお、1987年の教育課程審議会の答申を受けて、文部省では、全国で68校において「調査研究協力校」を委嘱し、学校週5日制の月1回又は2回の試行の実験を行い、その成果を基に、1992年、文部省が設置した「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」の「審議のまとめ」において、「社会一般における週休2日制が年々普及

拡大しており、これに伴って、親や大人が家庭や地域社会において生活する時間が増加しつつある。これらの現状を総合的にみると、・・・学校週5日制を円滑に定着させるためには、まず第1段階として月に1回の土曜日を休業日とする学校週5日制を導入することが妥当」と指摘し、月1回の学校週5日制の導入を提言した。

この「審議のまとめ」では、「新学習指導要領は、・・・これからの社会の変化に主体的に対応して心豊かにたくましく生きることができる資質や能力の育成を図ることを基本的なねらいとしている。・・・これまでの知識や技能を共通的に身に付けることを重視した教育から、子どもが自ら考え主体的に判断し行動できる資質や能力を育成することを重視する教育へと、学校教育の基調を変えることを求めている。」とした上で、「今後の学校教育においては、自ら学ぶ意欲と主体的に考え判断し行動できる能力の伸長を基礎的・基本的な内容の中核をなすものにとらえ、子どもが自らの力によってそれらを獲得し自己実現に役立つものとして身に付けるよう指導することが大切である。このようにして身に付いた資質や能力は、家庭や地域社会における生活においていかされることによって深められ、根づくことになるものと考え」と指摘し、新しい学力観に立って学校教育を進めることを中核にしつつ、生涯学習体系の枠組みの中で子どもたちを育てていくべきことが強調されている。こうした学力観の転換を背景として、学校週5日制の試行が開始されたのである。

これを受けて、1992年9月から、わが国学校教育において、月1回の学校週5日制（毎月第2土曜日を休業日とする）が開始されるとともに、1995年からは、月2回の学校週5日制（毎月第2・第4土曜日を休業日とする）が実施されたのである。これらの学校週5日制月1回実施及び月2回実施は、学習指導要領を一部改訂することなく行われた。すなわち、それぞれの学校では、週当たりの標準授業時数を縮減することなく、学校週5日制の試行を実施したのであるが、これは、学校行事の精選などにより、月1回ないし2回の土曜日における授業時間数を平日の授業時間数の中で確保することとしたものである。

さらに、1996年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(第1次答申)では、「学校週5日制の今後の在り方を考えてみると、学校週5日制は、こうした子供たちの生活の在り方や学習の環境を変え、・・・今後の教育のあるべき姿を実現する有力な方途であり、その目指すものは、今後の教育の在り方と軌を一にしていると考えられる」として、完全学校週5日制の実施は教育改革の一環であり、21世紀初頭を目途にその実施を目指すべきであると提言した。この答申において、「今後の教育の在り方について、・・・子供たちや社会全体に「ゆとり」を確保する中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに「生きる力」をはぐくむということを基本にして展開されていくべき」という「教育論」としての学校週5日制の意義と役割が明らかにされることとなったといえる。なお、完全学校週5日制の実施に当たっては、学校週5日制の月1回あるいは月2回の実施の際には週の授業時数の縮減を図ることなく実施されていたが、完全学校週5日制の実施に当たっては、「教育内容を厳選するなど学習指導要領を改訂する際には、完全学校週5日制の円滑な実施に資するよう、全体として授業時間数の縮減を図ることも必要」(同答申)としたところであった。

1998年、教育課程審議会は、完全学校週5日制下の教育内容の在り方を提言し、これを受けて、文部省は、学習指導要領の改訂を行い、完全学校週5日制に対応する学校教育の在り方を盛り込むとともに、1999年には、学校教育法施行規則を一部改正し、毎土曜日を

休業日とすることを規定して、必要な条件整備を図った。

2002年、いよいよ、新しい学習指導要領の全面実施に合わせて、完全学校週5日制が実施されることとなり、政府や経済・労働界からの労働時間の短縮という「社会的要請」からスタートした学校週5日制は、21世紀における学校教育の在り方の改革という「教育論」の立場からの社会システムの導入へと進展していったといえよう。

Ⅲ 学校週5日制の実施上の課題について

2002年度から実施された完全学校週5日制は、国際的な経済摩擦を解消するためにわが国経済における内需拡大を推進する観点から、労働時間の短縮と週休2日制の導入によるゆとりの確保を通じて内需拡大を図るという「社会経済的要請」に端を発したものであったが、臨時教育審議会において、「学校週5日制の実施の検討」が提言されて以降、急速に教育界の重要課題として浮上し、生涯にわたる学習社会が到来する中で、子どもたちの成長発達を図るため、学校・家庭・地域社会が相互に連携してどのような取組を行っていくべきかという「教育的要請」の視座から、その具体化が図られていくこととなった。

学校週5日制を「教育論」の視点からみた場合、どのような実施上の課題があり、それらの課題を教育行政当局はどのように克服しようとしていたのかを次に検証することとする。学校週5日制の実施上の課題は、大きく①教育上の課題、②家庭・地域の受け皿の整備の課題、③教員の勤務条件の改善とワーク・ライフ・バランスの課題に集約することができる。教育行政当局としては、これらの課題をどう捉え、どのように克服・解決しようとしたのか見ていくこととしたい。

1 教育上の課題

学校週5日制は、1992年の月1回、1995年の月2回の試行を経て、2002年度から完全実施の運びとなったが、月1回及び月2回の週5日制の実施に当たっては、授業時数の削減及びこれに伴う教育内容の縮減を行わないまま、試行されたが、完全学校週5日制の実施となれば、もはや、授業時数の削減や教育内容の縮減を抜きにして実施することは、学校の教育課程の編成実施上困難であった。

そこで、1998年7月、教育課程の基準の改善を審議検討する文部省の教育課程審議会は、①完全学校週5日制下の教育内容の在り方の基本的方向性、②教育内容の厳選と基礎基本の徹底、③授業時数の基本的な考え方の3点にわたって審議を行い、その結果を答申にまとめた。

答申では、完全学校週5日制下の教育内容の在り方の基本的方向性について、「変化の激しいこれからの社会においては、生涯を通じ、いつでも自由に学習機会を選択し、楽しく学び続けることが重要であるとの生涯学習の考え方を更に進めていくことが必要である。我々は、完全学校週5日制の導入を契機に、教育は学校教育のみで完結するのではなく、学校教育では生涯学習の基礎となる力を育成することが重要であるとの考え方に立って、教育内容の改善を図る必要がある」とし、臨時教育審議会答申で示された教育改革における「生涯学習体系への移行」の原則に従って、生涯学習の中核的基盤である学校教育において「生涯学習の基礎となる力」の育成こそが求められているとする考えを示した。

また、教育内容の厳選と基礎基本の徹底については、答申では、「学力を単なる知識の量ととらえる学力観を転換し、教える内容をその後の学習や生活に必要な最小限の基礎的・基本的内容に厳選する一方、その厳選された基礎的・基本的内容については、子どもたちの今後の学習を支障なく進めるためにも繰り返し学習させるなどして、確実に習得させなければならない・・・完全学校週5日制を実施するための授業時数の縮減・教育内容の削減にとどまってはならない・・・単なる完全学校週5日制対応のためということではなく、子どもたちの学習の現状や教育課題を踏まえ、授業時数の縮減以上に思い切って教育内容を厳選」する必要があるとの認識を示した。この考え方は、授業時数の縮減や教育内容の削減は、完全学校週5日制を実施するための対応措置というにとどまらず、学力を単なる知識の量ととらえる学力観から脱却して、「生涯学習の基礎となる力」を育成するために必要な基礎基本の内容の厳選とそれを確実に修得させる上で不可欠な取組みであるとするものである。

さらに、授業時数の基本的な考え方については、答申では、「完全学校週5日制下の教育課程を考えると、年間総授業時数等をどうするかは極めて重要な検討課題である・・・これまでの月1回及び月2回の学校週5日制の実施状況について分析・検討を行った・・・各学校においては学校行事等の精選、短縮授業の見直しなどの工夫により、全体として児童生徒の学習負担も従前と比べ特に変化はなく、概ね順調に運用されてきている」と指摘し、学校週5日制月1回及び2回の試行においては学校の工夫により児童生徒の学習負担も格別伴うことなく運用されたとの認識を示した。そうした認識に立って、答申では、「年間授業週数については、現在は、小学校、中学校及び高等学校等を通じ、年間35週にわたって教科等の授業が行われるとともに、入学式、卒業式、運動会、修学旅行等の学校行事を含めて、長期休業日等を除く40週にわたって教育活動が行われているのが実態である・・・1年間を通じたこのような学校の教育活動は長年積み重ねられ、わが国の社会また児童生徒の生活にしっかりと定着していることなどを考慮し、年間授業週数は、現行どおりとすることが適当である」と年間授業週数については、学校週5日制の実施に伴い見直す必要はないことを明らかにした。

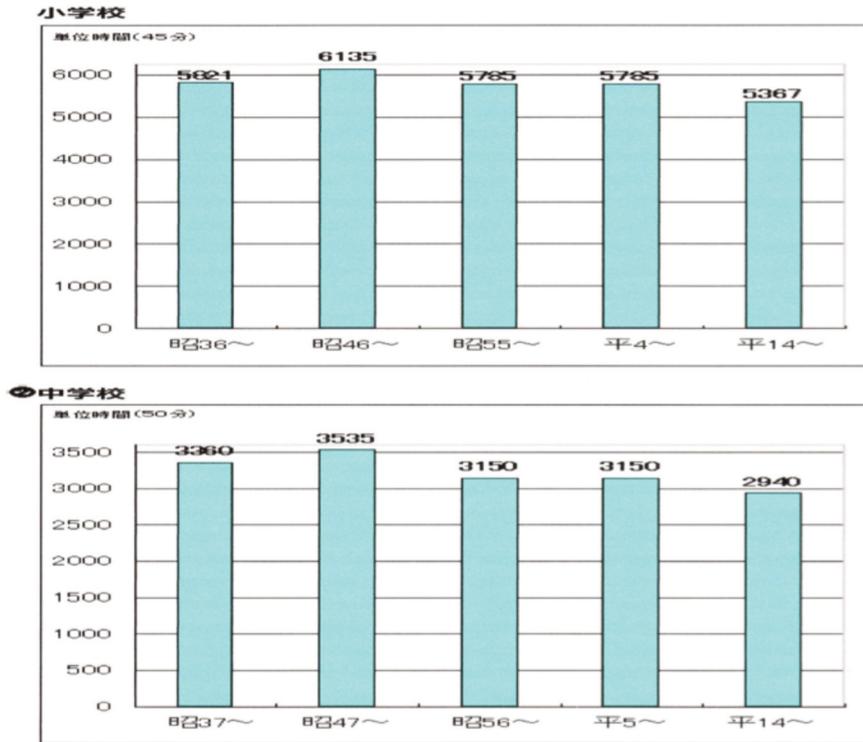
その上で、1週間の授業時数については、月2回の学校週5日制がおおむね順調に実施されてきていることを前提に、児童生徒の学習負担を増加させないこと及び生活上のゆとりを確保することが重要であることから、月曜日から金曜日までの1週間の授業時数を現行以上に増やすことはせず、完全学校週5日制に伴い、そのなくなる分（週当たり2単位時間、年間70単位時間）の授業時数を削減するのが適当であると提言した。このことは、完全学校週5日制の実施に伴い、年間総授業時数を削減する場合の具体的な縮減幅について、現行の授業日となっている土曜日分（月2回）の授業時数である年間70単位時間程度を削減することを意味していたのである。

このように、1998年の教育課程審議会の答申は、2002年度から本格実施する学校週5日制の下における教育課程の在り方について審議検討し、その結果を答申において提示したところであるが、そのねらいは、完全学校週5日制の下で、各学校において、児童生徒に基礎基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成することを目指し、教育内容の厳選及び授業時数の縮減を図ることにあつたといえる。

しかし、学力観の転換を踏まえて、教育内容の厳選と授業時数の縮減が提示されたもの

の、このような教育課程の基準の在り方の方向性については、子どもたちの教育水準や学力水準の低下を招くおそれはないのかどうか懸念が持たれるものとなっており、この点についての実証的な検証が求められていることは明らかである。

表1 小・中学校の総授業時数の推移



(文部科学省作成の行政資料による)

2 家庭・地域の「受け皿」整備の課題

子どもたちは、学校教育において身に付けた資質や能力を、家庭や地域社会における生活において生かしていくことによって深め、根付かせることができるものであり、完全学校週5日制の実施に伴い、休業日となる土曜・日曜日を家庭や地域で様々な活動プログラムに参画することを通して「生きる力」が育まれていくことが期待されている。したがって、学校週5日制の実施の成否も、休業日となる土曜・日曜日における子どもたちの家庭・地域における「受け皿」をいかにして整備するかにかかっていると見える。家庭・地域における「受け皿」整備における喫緊の課題としては、①学校外活動の充実と家庭・地域社会の教育力の充実、②子供の健全育成への配慮、③過度の学習塾通いの抑制が指摘されよう。

まず、学校外活動の充実と家庭・地域社会の教育力の充実については、1996年の中央教育審議会の答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」においては、学校週5日制の趣旨は、家庭や地域社会の教育力の充実とあいまってはじめてその趣旨が生かされるものであり、市町村教育委員会が中心となって、地域教育連絡協議会等を設置するこ

となどにより、地域における様々な団体などと連携し、土曜日や日曜日における活動の場や機会の提供、情報提供など多様な学校外活動のプログラムを提供する体制を整えていく必要があるとしている。また、特に幼稚園や小学校低学年で土曜日に保護者が家庭にいない子供や障害のある子供等に対して、遊びや文化・スポーツ活動などの学校外活動の場や機会、指導者の確保等により、これらの子どもたちが安心して過ごせるよう、特段の配慮が必要である旨提言している。このように学校週5日制の導入に当たっては、市町村教育委員会が中心となって、地域における様々な青少年・社会教育関係団体などと連携し、土曜・日曜日における多様な活動の場や機会、活動プログラムなどを子どもたちに提供する体制を構築することが重要であるとするものであった。また、子どもたちの休業日である土曜・日曜日の活動の場や機会は家庭・地域であるばかりではなく、学校も子どもたちにとっての社会教育の場として機能することが求められていた。このことについて、1992年の文部省の調査研究協力者会議の審議まとめでは、学校は、地域社会における生涯学習の場の一つとして新たな役割を果たすことも要請されており、また、学校は、家庭や地域社会とともに子供を育てるという観点に立って親や地域住民の期待に応えるとともに、家庭や地域社会との連携を一層深めることが求められていると指摘している。その上で、各学校は、学校施設を子供を含め地域住民に積極的に開放するとともに、家庭や地域社会の学校に対する要望なども考慮し、開かれた学校づくりを目指す必要があると提言している。なお、その際、休業日となる土曜日には、子どもは家庭や地域社会において主体的に生活することを基本とするが、それが困難な子供に対しては、学校において、当面必要に応じて遊び、スポーツ、文化活動等を行うなど適切な対応をすることも必要であると配慮すべき点を挙げ、学校週5日制下にあっても、土曜日における学校開放と活動プログラムの提供が必要であるとしている。

これら子どもたちの休業土曜日における学校外活動の機会や場の提供の在り方については、同じ時期に審議を行っていた「青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議」においても「休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について」提言がなされている（1992年2月）。

すなわち、同調査研究協力者会議では、子どもの人間形成にとって日常生活での生活体験や活動体験を豊富にすることが必要との認識に立って、休日の拡大等に伴い、家庭・地域など学校外での生活における子どもの活動基盤の強化を図ることや自由に選択できる多様な活動の場や機会の充実を図ることを求めたのである。この提言の具体策は、後に、文部省が行った「子どもと話そう全国キャンペーン」（1997年～）や完全学校週5日制に向けて地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちの活動を振興する体制を整備するため策定・実施された「全国子どもプラン（緊急3か年戦略）」（1999年～2001年）に大きく反映されることとなった。

次に、子供の健全育成への配慮も、学校週5日制を実施していく上での懸案事項の一つであった。これについては、上述の「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」の審議のまとめでは、「国民の間には、学校週5日制を導入すると非行などの問題行動が増加するのではないかと危惧する向きがある。・学校週5日制を導入するに当たっては、子どもが自由時間を活用して自分の良さを伸ばしたり、様々な生活体験や社会体験を積んだりすることができるようにすることが大切であり、特に非行などの間

題行動を誘発しないようにすることが求められている。」と指摘し、子どもたちに溢れるような地域活動プログラムを提供することによって、子どもたちの健全育成を促していくことが重要であるとされていた。

さらに、過度の学習塾通いの抑制の問題についても、学校週5日制実施上のもう一つの課題であった。これについても、上述の審議のまとめにおいて、「受験競争の過熱による過度の学習塾通いが子供の豊かな人間形成を阻害している状況がみられる。学校週5日制を導入することによって、このような学習塾通いが増加するのではないかと危惧する向きがある。学校週5日制は学校、家庭及び地域社会を通して望ましい人間形成を図り、次代を担う国民の育成を目指すものであり、学習塾関係者においては、このことに留意して学校週5日制の実施の趣旨に配慮した取り組みが行われることを期待する。・文部省、教育委員会及び学校は、学習塾関係者や親に対して、過度の学習塾通いの弊害の周知を図り、学校週5日制の導入が過度の学習塾通いに繋がらないよう理解と自粛を求める。・」と提言されている。過度の学習塾通いの弊害の問題については、1999年の生涯学習審議会答申「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」においても取り上げられている。この答申では、子どもたちの心の成長には、地域での豊かな体験活動が不可欠であるとの認識に立って、そうした地域での様々な体験活動の充実のための地域社会の環境づくりを提言し、学校週5日制の実施に向けた家庭・地域環境の整備を促すとともに、「過度の学習塾通いをなくし、子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」ため、「学習塾関係者に完全学校週5日制の趣旨に沿った対応を求める」とともに、「過度な学習塾通いについての調査研究を行う」ことを提言したが、学習塾関係者には、学習塾は教育行政が関与すべき公教育の領域外にあることから、学校週5日制の趣旨を十分に理解し、節度ある行動をとるよう求めるにとどめるものであった。

以上のように、家庭・地域の「受け皿」の整備については、完全学校週5日制の実施を円滑に行っていく上で重要な課題であり、教育行政当局においても、その整備が喫緊の課題と意識されていたものの、休業土曜日における子どもたちの様々な体験活動の場や機会の確保、あるいは活動プログラムの提供は、十分な取組や対応が行われたとはいえない状況にある。さらに、これらの地域における体験活動の場や機会の確保に家庭・地域間の格差がみられることがもう一つの大きな課題であったといえる。

3 教員の勤務条件の改善とワーク・ライフ・バランスの課題

一般職の公務員の勤務時間の短縮及び週休2日制の拡大普及が進む中で、公立学校の教員の勤務時間の短縮及び週休2日制をいかにして導入していくかは、大きな課題となっていた。そこで、学校週5日制の段階的实施を経て2002年完全学校週5日制が実施される過程において、教育行政当局がこの問題にどう対処していったのかを見ることとする。1993年の労働基準法の改正により、公立学校の教員を除く一般の公務員については、法定労働時間は週40時間とされたが、国公立学校の教員の勤務時間については、完全学校週5日制が実施されていないことから、「当分の間」週44時間制勤務の特例措置が講じられた。その後、学校週5日制が段階的に導入されていったことにより、教員の週休2日制も暫定的に取り入れられることとなった。国公立学校では、1992年9月から月1回の学校週5日制の実施に伴い、第2土曜日が、また、1995年4月からは月2回の学校週5日制の実施に伴い、第

2・第4土曜日が休業日となり、それらの週においては教員の勤務時間は週5日・40時間とされ、勤務日となる週の土曜日については、夏休みなど学校の長期休業中に別途「週休日」をまとめて設けるといふ、いわゆる週休日の「まとめ取り」が行われていた。こうすることにより、年間52週における教員の勤務時間が平均して週当たり40時間となるように勤務時間の割り振りが行われたのである。その後、2002年4月からの完全学校週5日制の実施に伴い、国公立学校の教員についても、毎土曜日及び日曜日を週休日とする完全週休2日制が実施され、従来の夏季休業期間中の週休日のまとめ取り方式が廃止されることとなり、ここに、学校の完全週5日制と教員の週休2日制が一致することとなった。

学校週5日制下における教員の勤務条件の在り方については、文部省の調査研究協力者会議においても実施上の課題とされ、1992年の同会議の審議のまとめにおいても、「社会一般の週休2日制の普及拡大は、単に労働時間の短縮という側面にとどまらず、心の豊かさを求める国民の志向に沿うものであり、また親や大人が家庭や地域社会において生活する時間の増加をもたらしている。・・・学校週5日制を導入すれば、教師にもより多くの自由な時間とゆとりのある生活をもたらすことになり、ひいては子供の教育にとっても好ましい影響を与えることにつながるものと思われる。」と指摘され、社会一般の週休2日制の普及拡大の恩恵は教員にも及ぶべきものであり、週休2日制と学校週5日制の一体化した導入により、教員にはより多くの自由な時間とゆとりのある生活をもたらすこととなり、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活の実現に寄与するものと認識されていた。ただ、審議のまとめも指摘するように、「学校週5日制の導入により教師が土曜日に休みになることによって、自ら研修する機会が増え、教師の資質向上につながることを期待される。」とし、週休土曜日を有効に活用して自己啓発・研修に取り組み、その資質・能力の向上に努めるべきことが提言されていた。このように、学校週5日制を実施するに当たっては、学校の教員の勤務時間の取り扱いをどうするかは実施上の一つの課題であったことがわかる。

しかしながら、公立学校に勤務する教員の勤務実態については、2006年に文部科学省が行った教員の勤務実態調査により、1966年実施の文部省調査の結果と比べ、通常期（7、9、10、11月）の小中学校の教員の残業時間が1日当たり平均約2時間、1か月当たり約34時間となるなど、教員の残業時間の平均が大きく増加（約4倍）していることが報告され、教員の法定の勤務時間の縮減が進む中で、教員の教育指導等の負担が減らない状況にあることが明らかにされた。このように、学校を取り巻く環境の変化に応じて、教員が対応すべき課題の複雑化・多様化が進み、これにより教員の職務負担が増大しており、教員の正規の勤務時間の中で、これらの業務をこなせない厳しい状況に直面しているのである。今日、学校の教員は多忙な状況におかれ、子どもと向き合う時間を十分確保できない現実の中で、完全学校週5日制の実施は、教員に「より多くの自由な時間とゆとりのある生活をもたらす」こととなったのか、慎重な検証が求められているのである。

IV 「土曜授業」の実施に向けた取り組みについて

2002年、完全学校週5日制が実施され、その後着実に制度定着が図られてきたが、学校週5日制実施に当たっての諸課題は解決されたのかどうか。この点については、その後の中央教育審議会において教育課程の基準の改善の在り方の審議検討の中で検証が行われた。

答申において、中央教育審議会は、学校週5日制下における「土曜日等の活用」を提言し、これが今日の「土曜授業」の実施の動きにつながって行くこととなった。ここでは、教育行政当局が学校週5日制実施上の課題をどう受け止め、土曜授業の実施へと発展していったのかその経緯を辿りながら、学校週5日制下における土曜授業の実施がどのような文脈において許容されるに至ったのかを見ることとする。

1 学習指導要領改訂（2008年）における学校週5日制の取り扱い

2008年、教育課程の基準の改善の審議検討を行っていた中央教育審議会は、次期学習指導要領の下での学校週5日制の取り扱いについて提言を行った。

まず、中央教育審議会の答申では、学校週5日制について、「学校、家庭及び地域の3者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念の下、社会全体の週休2日制の導入とともに、長い時間をかけて段階的に導入された社会システムである。また、国際的にもほとんどの国々で学校週5日制が導入されており、これを維持することが適当である。」として、学校週5日制を引き続き維持することが妥当であると評価した。ただし、その一方で、「子供たちが、自ら課題を見だし、課題解決的に考えたり、探究したりすることや体験的な学習活動などは、そのすべてを学校教育のみが担うのではなく、地域の教育力との連携・協力を重視してこそ高い教育効果を期待することができる。」と指摘しつつ、2002年の学習指導要領の完全実施の際に、新たに導入された「総合的な学習の時間」が教育的効果を発揮する上で、地域の教育力との連携・協力が不可欠であるとの認識を示していた。こうしたことを踏まえて、同答申では、「学校においては、地域や保護者に開かれた学校づくりなどの観点から、運動会や学校公開などの行事を土曜日等を授業日にすることにより実施している。これと同様に、地域と連携したり外部人材などを活用して、総合的な学習の時間の一環として課題解決型の学習や探究活動、体験活動などを行う場合には土曜日を活用することが考えられる。」として、地域連携の問題解決型学習や体験活動などを土曜日を活用して行うことを提言したのである。

また、2008年の中央教育審議会答申では、2002年実施の学校週5日制の下における「子どもたちの学力と学習状況」について検証を行い、OECDのPISA調査、IEAのTIMSS調査などの国際学力調査の結果からは、「全体としては国際的に上位にあるものの、読解力や記述式問題に課題があること、PISA調査の読解力の習熟度レベル別の生徒の割合において、前回調査（2000年）と比較して、成績中位層が減り、低位層が増加しているなど成績分布の分散が拡大していること、などの低下傾向がみられた」と総括している。また、2007年実施の全国学力・学習状況調査の結果について「教育課程実施状況調査や国際的な学力調査と同様に、基礎的・基本的な知識・技能については、相当数の子どもたちが概ね身に付けていると考えられる」としつつ、「知識・技能が定着しているからと言って、それらを活用する力が身に付いているとは限らないという結果が出ている」と総括している。これら各種調査の結果から、中教審は、子どもたちの学力について、基礎的基本的な知識技能の習得については、全体として一定の成果がみられるが、思考力・判断力・表現力などを問う読解力や記述式の問題に課題があり、これらの力は、知識基盤社会において子どもたちに必要とされる力であるとして現行学習指導要領が重視しているものであることから大きな課題であるとの認識を示していたといえる。学校完全週5日制における学習指導

要領では、「生きる力」の育成を図るため、全体として授業時数を削減するとともに、総合的な学習の時間の創設や中学校における選択教科の授業時数を充実し、必修教科の授業時数を削減した経緯がある。これに対し、中教審は、「子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむため、教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動を行うためには、現在の小中学校の必修教科の授業時数は十分ではない」として、「基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、それぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を充実することができるよう、特定の必修教科の授業時数を確保することが必要である。・・・また、学校の実態等を踏まえ年間授業時数を増加する必要がある。」とし、新しい学習指導要領における授業時数の見直しを提言したのである。

中教審の答申は、引き続き、「生きる力」の育成が学習指導要領の上において重要な理念であるとして、その理念を具体的に実現する手だてとして、学校週5日制の下において削減した授業時数を年間35単位時間分の増（なお、小学校1学年・2学年については、それぞれ68時間、70時間単位分増）を図るとともに、総合的な学習の時間を35時間単位分の減を図り、その減少分については、「地域と連携したり外部人材を活用して、総合的な学習の時間の一環として課題解決型の学習や探究活動、体験活動などを行う場合には土曜日を活用することが考えられる」として、土曜日の活用により、総合的な学習の時間の授業を行う方法を示唆したのである。ここに、学校完全週5日制の修正見直しの端緒が開かれたといえよう。

2 土曜授業の実施をめぐる動向

中教審において、学校週5日制の理念の下で土曜日に授業を行うことが示唆されて以降、近年、新しい学習指導要領下で一部の地域では授業時数の増加や、保護者や地域に開かれた学校づくりの観点から、設置者の判断により、代休を設けることなく、土曜日に授業を行う学校がみられるようになってきている。また、民間の世論調査などにおいても、土曜授業の実施に対して高い支持がみられることが明らかとなっている。こうした動きを受けて、文部科学省は、2013年3月、省内に「土曜授業に関する検討チーム」を立ち上げ、学校週5日制下における土曜授業の在り方について検討を行うこととなった。

その検討結果においては、まず、土曜日における教育活動の理念について、「現状においては、土曜日に様々な経験を積み、自らを高めている子どもたちが存在する一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも少なからず存在するとの指摘がある」として、「土曜日において、子どもたちに、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会などこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域のすべての大人が連携し、役割分担しながら取組を充実する必要がある。」としている。土曜日において授業を行うことも子どもたちに豊かな教育環境を提供するための有力な選択肢として提言している。

これを受けて、土曜授業を実施する場合の制度設計について検討が行われ、「学校において子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、その推進のための制度設計について、以下の二つの場合に分けて検討を行った。」として、①全国一律で土曜授業を制度化する場合（隔週等で実施する場合を含む）、②設置者の判断で土曜授業を実施する場合（隔週等で実施する場合を含む）の2つが想定された。

そこで、①については、「現在多くの地域では、様々な指導方法の改善や、場合によっては長期休業期間の短縮なども図りながら、平日は、学校が子供たちの教育の充実に責任を果たし、土曜日には、部活動の練習や大会等、地域における学習やスポーツ、体験活動等を通じて子供たちの幅広い力を育てようと意図して取り組んでいる。また、土曜日に習い事や塾、家族との活動等を希望する家庭も存在する。」と現状把握しつつ、全国一律の土曜授業の制度化をする場合は、これら学校週5日制を前提に定着してきた様々な取組や実情があることなどに留意した上で検討する必要があるとした。また、今日、教員の勤務体制についても、1週間の労働時間を40時間と規定している労働基準法第32条との関係等に係る法令改正などを検討する必要があると指摘し、これは労働法制及び公務員法制全体に関わる課題となりうることに留意する必要があると指摘し、教員の勤務体制との関連において土曜授業の全国一律化に慎重な姿勢を示している。

次に、②については、「学校教育法施行規則に定める「特別の必要がある場合」について、何がそれに該当するのかの基準が明確でないことが、各設置者における土曜授業の実施を躊躇させているとの指摘がある。このため、学校教育法施行規則を改正し、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨を明確化することにより、土曜授業の実施を促進し、子どもたちの学習活動の充実を図ることが考えられる。」として、学校教育法施行規則の改正により、設置者の判断で土曜授業を実施することができるようにし、土曜授業の実施を促進する方策を示した。

これらの検討から、検討チームとしては、「全国一律での土曜授業の制度化については、今後教育課程全体の在り方の中で検討する必要があると、まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うことが考えられる。」との結論に至った。

なお、検討チームでは、土曜日にどのような授業を行うかは設置者や学校の判断に委ねられるとしつつ、例示として、「地域と連携した体験活動を行ったり、豊富な知識・経験をもつ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど、土曜日に実施することのメリットを活かしながら、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業を行うなどといった工夫が期待される」と土曜授業の内容の方向性を示したが、これは2008年の中教審答申の審議検討結果と符節を合わせたものとなっている。

3 学校教育法施行規則の改正による土曜授業の実施促進

文部科学省は、「土曜授業に関する検討チーム」の検討結果を受けて、2013年11月29日、学校教育法施行規則を一部改正し、公布施行した。同規則の改正は、検討チームの検討結果に基づき、学校週5日制の制度を見直し、全国一律に土曜授業を実施するという方途ではなく、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化することをねらいとするものであった。

これまで、学校教育法施行規則第61条においては、公立小学校における休業日については、日曜日及び土曜日などを休業日としつつ、「特別の必要がある場合」は、土曜日等に授業を行うことができる取り扱い（中学校、高等学校等に準用されている。）であったが、今回の改正により、同規定において「当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要

と認める場合」は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確化されたのである。従来、運動会などを土曜日等に行う場合、別途代休が設けられる取扱いとなっていたが、今回の土曜授業の実施については、代休を設けることなく土曜日における授業の実施ができることとされたのである。

学校教育法施行規則の一部改正について文部科学省が発出した通知においては、土曜授業の実施について次のような点についての留意事項を示し、学校週5日制の理念の下における「土曜授業の活用」であることを強調し、学校週5日制との整合を図っている。

留意事項の一つ目は、土曜日等に授業を実施する場合の内容や頻度等については、土曜日等の教育、スポーツ活動等の状況など学校や地域の実情、児童生徒等の負担等も踏まえながら、設置者において適切に判断することを求めたことである。

二つ目は、土曜日等に授業を行う場合には、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、例えば、地域と連携した体験活動を行ったり、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど、土曜日等に実施することの利点を生かした工夫を行うことを示したことである。

三つ目は、土曜日等の教育環境の充実のために教職員が土曜日等に勤務をする場合には、週休日等の振替等を確実にを行うなど適切に対応することを要請したことである。

四つ目は、土曜日等の授業の実施は、子どもたちの土曜日等における教育環境の充実を図るための方策の一つとして実施されるものであり、土曜日等の授業のほか、地域の多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実等により、総合的な観点から子どもたちの土曜日等の教育環境の充実に取り組むことを期待したことである。

以上のように、文部科学省は、土曜日授業の実施に当たり、設置者が適切に判断することを基本として、あくまでも一律の制度化ではなく、地域の実情に応じて土曜日における教育環境の充実方策の一つとして、土曜授業の活用を推奨しているといえる。

V 土曜授業の実施上の課題について

土曜授業の実施は、学校週5日制の見直しに該当するものかどうかは、極めて論争的な性格を帯びているといえる。確かに、社会全体において週休2日制が定着する状況の中で、世界的すう勢ともいえる学校週5日制を実施することは、わが国教育政策上の大きな社会的実験であったというべきであろう。学校週5日制の端緒は、経済界・労働界等が海外のわが国経済に対する外需依存批判の圧力に押されて、政府がイニシャティブを発揮して、内需拡大への転換の一環として生活のゆとりを生み出す労働時間の短縮・週休2日制の導入を図るという「社会経済的要請」にあったといえる。しかし、進展する生涯学習社会の中で、次代の子どもたちに求められる「新しい学力観」の理念の下、子どもたちに「生きる力」をはぐくむために、学校、地域、家庭が相互に連携して取り組んでいくことが重要であるという「教育的要請」の観点から、教育界においては、学校週5日制という社会的システムの導入の理念を再構成し、わが国教育史上において画期的な学校制度改革として完全学校週5日制を導入実施したことは明白である。2008年改訂の学習指導要領においても、引き続き、「生きる力」を子どもたちにはぐくむことを学校教育の指導理念としている以上、それを支える制度的枠組みとしての学校週5日制の見直しは自家撞着に陥るもので

あり、わが国教育政策上、妥当な措置とは言いがたいものである。

こうした背景事情もあり、文部科学省の基本的な政策姿勢は、学校週5日制を引き続き維持することにあることは明白であるが、「生きる力」を重視する現行学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立てとして、確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保が要請されていること、また、土曜日等における子どもたちの教育環境が家庭や子どもたちにより格差が生じていること、さらには、「総合的な学習の時間」等については、地域の外部人材を活用して授業を実施することが大きなメリットがあることなどから、全国一律ではなく、それぞれ設置者の適切な判断により、地域の実情に応じて土曜授業の実施をすることができるよう教育政策の一部修正を行ったとみることができる。

文部科学省は、子どもたちの健やかな成長のために土曜日の教育環境を豊かなものとする必要があるとする考えに立って、今回、土曜授業の実施の促進方策を打ち出したが、この「土曜日の教育活動」については、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育を行う「土曜授業」ととどまらず、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」や教育委員会など学校以外の者が主体（公的な主体あるいは公的でない主体のものがある。）となって、希望者に対して学習等の機会の提供を行う「土曜学習」など、実施主体やその内容等により、様々な形態がある。したがって、教育課程内の学校教育として全員に対して一律に行われる「土曜授業」のみが、土曜日における教育環境の充実方策とされているわけではないことには十分留意する必要があるといえる。

表2 土曜日の教育活動について

| 主体が公的なもの（学校・教育委員会等） | | 主体が公的でないもの（NPO等） |
|------------------------|---------------------------|------------------|
| ③ 教育委員会等の管理下 | | ④ NPO等による民間活動 |
| 教育課程内の学校教育 ① 「土曜授業」 | 教育課程外の学校教育 ② 「土曜の課外授業」 | |
| | | 「土曜学習」 |

（文部科学省作成の行政資料による）

また、各種の調査からも、親の社会的背景や文化的背景などにより子どもたちの学力や学習意欲等に差がみられることが分かっているが、「子どもの努力や能力を発揮する機会は、誰もが等しく与えられるような環境整備が必要不可欠である」(平成21年文部科学省「教育安心社会の実現に関する懇談会」)ことからすれば、「塾に頼らずとも質の高い教育が受けられるような環境整備を総合的に行うこと」が重要な政策課題であることは明らかである。このような文脈において、子どもたちの土曜日における教育環境の充実も図っていくべきであろう。

これらのことからして、今回の土曜授業の実施を含めた土曜日における子どもたちの教育

環境の充実を総合的に政策提示したことは、学校週5日制の見直しとまでは言えない教育政策の「補正」、「補充」の性格をもった政策展開といえ、十分な合理性があるものといえる。

したがって、各設置者は、安易に、学校教育における授業時数の増を図ることだけをねらいとして土曜授業を押し進めることは、今回の改正の趣旨にそぐわないものであり、土曜日における子どもたちの教育環境の整備充実を図るためにどのような方策が求められているか検討の上、土曜日の教育活動についての施策の推進を図るべきである。

なお、土曜日等の教育環境の充実のために教職員が土曜日等に勤務をする場合には、週休日の振替等が確実に行われなければならない。教員の多忙化が進む中で、子どもたちとしっかりと向き合う時間を確保して、充実した学習指導を各教員が展開していく上で、平日の時間外勤務の縮減を進めるとともに、土曜日授業における勤務の振替を適切に行うことは、学校管理職の当然の職務である。学校において教員の土曜日勤務の振替が適切に行われるよう、人事権者においては、土曜授業を行う際の勤務体制の調整方法について条例・規則等で手当て（例えば、前4週後8週、前4週後16週、前8週後16週の範囲内で週休日の振替を行う措置）しておくことも必要であることはいうまでもない。

※この論考は、2014年2月1日、「教育フォーラムちば2014」(主催*連合千葉、千葉県教職員組合)で行った講演「学校週5日制の見直しをどうとらえるか」を基に、加筆・修正したものである。

【引用・参考文献】

- 国際協調のための経済構造調整研究会「報告書」(1986年)
政府「世界とともに生きる日本—経済運営5ヵ年計画」(閣議決定)(1988年)
政府「生活大国5ヵ年計画—地球社会との共存をめざして」(閣議決定)(1992年)
行政改革審議会「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する答申」(1991年)
臨時教育審議会「教育改革に関する第2次答申」(1986年)
文部省 教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」(1987年)
文部省 社会の変化に対応した新しい学校運営に関する調査研究協力者会議「審議のまとめ」(1992年)
文部省 青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議「休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について」(審議のまとめ)(1992年)
文部省 中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(1996年)
文部省 教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」(1998年)
文部省 生涯学習審議会答申「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」(1999年)
国立大学法人東京大学 文部科学省委託調査研究報告書「教員勤務実態調査(小・中学校)」(2007年)
文部科学省 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(2008年)
文部科学省 教育安心社会の実現に関する懇談会「報告書」(2009年)
文部科学省 土曜授業に関する検討チーム「中間まとめ」(2013年)
文部科学省「学校教育法施行規則の一部改正について(通達)」(1992年)
文部科学省「完全学校週5日制の実施について(通知)」(2002年)
文部科学省「完全学校週5日制の実施に伴う公立学校の教職員の勤務時間の取り扱い等について(通知)」(2002年)
文部科学省「学校教育法施行規則の一部改正について(通知)」(2013年)
樋口修資「教育政策からみた教員の勤務時間管理の在り方の改善について」(明星大学研究紀要—教育学部—第3号 2013年)